

# 大洲

2010

9

No.68

きらめき創造 大洲市  
—みとめあい ささえあう 肱川流域都市—

題字：喜多小学校5年（現6年） 沖石 翔太 さん

☆子ども手当 .....	P 2
☆大洲病院診療体制 .....	P 5
☆財政状況のお知らせ .....	P 6～7
☆用途地域の見直し .....	P 14～15



大洲川まつり花火大会が、8月3日(火)・4日(水)に開催されました。

申請は  
お済みですか

# 子ども手当

## 制度の趣旨

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを、社会全体で応援するという趣旨のもとに親などに支給するものです。

## 支給対象となる子ども

満15歳以後の最初の3月31日まで（中学校修了まで）の間にある子ども

## 手当の額

月額1万3000円

## 手当の支払期日

6月、10月、2月に前月分までの手当を支払い

## 受給資格者

支給対象児童を養育している父母のどちらかで、恒常的に収入が多い人。父母の収入が同程度の場合は、保険・所得税において支給対象児童を扶養しているなど、客観的に見て支給対象児童に対する養育費を多く負担している人。  
※諸事情により父母が支給対象児童を養育していない場合は、この限りではありません。

## 支給を受けるための手続き

手当の支給を受けるためには、養育者の住民票所在地の市区町村で申請（新規認定請求・額改定請求）を行う必要

があります。公務員は職場で、外国人は外国人登録原票に記載されている住所地での請求となります。

〔手続きが必要な人〕：4月に文書を送付しています。

## 新規認定請求

支給対象児童を養育している人で、平成22年3月31日の時点において、児童手当を受給していない人

## 額改定請求

平成22年3月31日の時点において、児童手当を受給している人で、支給対象児童が増加する人（中学校2・3年生を養育している人）

## 〔手続きが不要な人〕

○平成22年3月31日の時点において、児童手当を受給している人で、支給対象児童数などに変更がない人  
○平成22年3月中に出生・転入などに伴う児童手当新規認定請求・額改定請求をされた人で、3月申請時の内容と変更のない人

## 申請に必要なもの

- ・印鑑（シャチハタ不可）
- ・請求者本人の健康被保険者証の写し（国民健康保険以外の場合）
- ・請求者名義の振込口座の写し（新規認定請求の場合のみ）
- ・その他、必要に応じて提出する書類があります。

## 申請場所

社会福祉課、長浜・肱川・河辺各支所市民福祉課

## 申請期限

9月30日（木）当日消印有効  
※この期限を過ぎると、4月に遡及しての支給が受けられなくなり、請求書を提出した月の翌月分からの支給となります。

※4月1日以降の出生、転入などの異動による届出の期限は、当該事由が発生した日の翌日から15日以内となります。15日を過ぎると、手当の支給を受けられない月が発生することがありますので、ご注意ください。

## 寄附

子ども手当の全部または一部の支給を受けずに、大洲市に寄附することができ、寄附をいただいた子ども手当は、子ども・子育て支援の事業に使われます。寄附を希望される人は左記へお問い合わせください。

## 【問い合わせ先】

- 社会福祉課 242111（内線186）
- 長浜支所市民福祉課 521113（係直通）
- 肱川支所市民福祉課 242311（内線226）
- 河辺支所市民福祉課 392111（内線124）

# 母子家庭を支援します

## ○母子家庭自立支援給付金事業

- 1 自立支援教育訓練給付金  
対象：母子家庭の母親

雇用保険加入期間3年未満の人に対して、市などが指定した教育訓練給付講座の受講費用の2割相当額（上限10万円、下限4000円）を給付します。

- 2 高等技能訓練促進費

対象：母子家庭の母親  
看護師・保育士・介護福祉士・理学療法士・作業療法士の高度な技能習得のために2年以上養成機関で修業する場合、平成20年4月1日以降入学した人に月額14万1000円（住民税非課税世帯）または月額7万5000円（住民税課税世帯）を全期間支給し、生活負担を軽減します。

## ○母子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当を受給している人の個別状況や希望などに対応した自立支援プログラムを策定し、ハローワークなどの関係機関と連携を図りながら、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を行います。

## お気軽にご相談ください！

母子家庭を支援し自立できるよう、母子自立支援員が相談に応じます。給付などの申請に際しては、事前に所要の手続きが必要になりますので、社会福祉課（母子自立支援員）へご相談ください。

## 【問い合わせ先】

- 社会福祉課子育て支援係 242111（内線185）

地上デジタル放送への支援

# 地上デジタル放送への支援を行います

平成23年7月24日までに今までのテレビ放送（地上アナログ放送）は終了し、地上デジタル放送になります。それまでに、皆様のテレビを「地上デジタル放送」に対応していただく必要があります。

総務省では、経済的な理由で地上デジタル放送への移行が難しい世帯に対して支援を行いますので、お早めにお申し込みください。

### 【支援内容】

アナログテレビに取り付ける簡易チューナーの無償給付、また必要な場合には、アンテナの無償改修（工事費含む）の支援を行います。

### 【対象世帯】

次のいずれかに該当し、NHKの放送受信料が全額免除となっている世帯です。

- ① 生活保護などの公的扶助を受けている世帯
- ② 障害を持つ人がいる世帯で、かつ世帯全員が市民税非課税の措置を受けている世帯（世帯分離したご家族が、同一住所地にいる場合は、その人も含む世帯とみなします。）
- ③ 社会福祉事業施設に入所されていて、自らテレビを持ち込まれていない世帯

※なお、既に地上デジタル放送が視聴できる環境にある世帯については、本支援の対象とはなりません。

### 【申込方法】

社会福祉課窓口にて申込書を用意しています。NHKの全額免除申請または受信契約をされていない場合は、その手続きも必要です。

### 【受付締切】

12月28日（火） 当日消印有効

### 【問い合わせ先】

総務省地デジチューナー支援実施センター

#### 受付時間

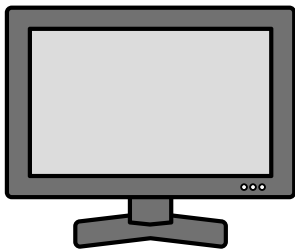
平日 午前9時～午後9時  
土・日・祝日 午前9時～午後6時

☎ 0570・033840

社会福祉課

☎ 242111

生活保護係（内線182）  
障害福祉係（内線173）



## 市民課窓口業務の時間延長日が変更になります

本庁市民課・長浜・肱川・河辺の各支所市民福祉課の窓口業務の一部時間延長を、これまで毎週火曜日と木曜日に実施していましたが、9月1日からは本庁市民課で木曜日の実施のみとさせていただきます。

したがって、支所での時間外の取り扱いは、8月末日で終了させていただきますので、よろしくお願ひします。  
本庁市民課での取扱日時は次のとおりです。

毎週木曜日  
（祝日は除きます。）  
午後5時15分～午後6時30分

### 《取り扱う業務》 各種証明書交付

- ① 住民票関係  
住民票の写し、住民票記載事項証明書
- ② 戸籍関係  
戸籍全部事項証明、戸籍個人事項証明、除籍全部事項証明、除籍個人事項証明、除籍謄抄本、改製原戸籍謄抄本、戸籍の附

票の写し（電算処理のみ）、身分証明書

③ 印鑑関係  
印鑑登録証明書

### 印鑑登録

印鑑登録・廃止・亡失・改印届など

※申請に関することや必要な書類などの詳しい内容については、通常の開庁時間内（平日の午前8時30分から午後5時15分まで）にお問い合わせください。

### パスポートの申請受付・交付

① 申請書の受け付け  
申請書の審査が必要なため、午後6時までの受け付けとなります。

② パスポートの交付  
転入・転出・転居など、他市町村および関係機関などとの連絡や確認が必要な業務は行っておりませんので、ご注意ください。

③ 《取り扱わない業務》  
転入・転出・転居など、他市町村および関係機関などとの連絡や確認が必要な業務は行っておりませんので、ご注意ください。

### 【問い合わせ先】

市民課  
☎ 242111（内線117）